

保育所運営費の経理について

(平成12年3月30日付け児発第299号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(以下「299号通知」という。)を参照)

※認定こども園については、一部異なる取扱い有

【原則】保育所運営費は、人件費、管理費、事業費の各区分として支出する。

区分	概 要	収入の積算根拠	支出の例
運 営 費	職員給与・賃金等、職員の処遇に必要な一切の経費	運営費－(管理費＋事業費)	給料、賞与、非常勤職員給与、退職金、法定福利費(社会保険料)等
	物件費・旅費等、保育所の運営に必要な経費	単価表のとおり	福利厚生費、職員被服費、旅費交通費、事務消耗品費、印刷製本費、雑支出等
	入所児童の処遇に直接必要な一切の経費	3歳未満児：9,550円/人 3歳以上児：6,466円/人	給食費、保育材料費、消耗器具備品費、保険料、賃借料、車両費、雑支出等

※安定的な保育サービスの提供を継続するため、厳しい使用制限が設けられている。

ただし

【例外】適切な運営が確保されていることを前提に、3段階にわたり、運営費の弾力運用等が認められる。

(※) 弾力運用が認められる要件

「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。

「児童福祉行政指導監査の実施について」に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。
社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。

その他、満たすべき要件(適切な施設運営の条件、茨城県知事あて事前承認、理事会承認等)については別紙。
なお、必要に応じて、『収支計算分析表』の提出が必要。

上記原則又は例外(弾力運用等)を遵守しない場合、民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)の加算を全額停止する。

要件を重ねるにつれて、弾力運用等の可能範囲が広がる

【要件1】以下の(1)～(7)をすべて満たすこと。

- (1) 児童福祉法第45条第1項の基準(いわゆる“最低基準”)が遵守されていること。
- (2) 保育所運営費国庫負担金に係る交付基準及びそれに関する厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に示す職員配置等の事項が遵守されていること。
- (3) 給与に関する規定が整備され、その規定により適正な給与水準が維持されている等人員の運用が適正に行われていること。
- (4) 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
- (5) 入所児童に係る保育が保育所保育指針を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
- (6) 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めること。
- (7) その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

【要件1】を満たす場合に、「適切」な施設運営が確保されている」という。

- ～「適正な給与水準」の判断基準～
- ① 正規の手続きを経て給与規定が整備されていること。
 - ② 施設長及び職員の給与が、地域の実情水準と均衡がとれていること。
 - ③ 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。
 - ④ 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。
 - ⑤ 各種手当は給与規定に定められたものであり、かつ、手当額、支給率が適当であること。

【要件2】以下の(1)～(9)のいずれかの事業等を実施すること。

- (1) 延長保育促進事業及びこれと同様の事業と認められるもの
- (2) 一時預かり事業
- (3) 乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
- (4) 地域子育て支援拠点事業のセンター型又はこれと同様の事業と認められるもの
- (5) 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、特別児童扶養手当の支給対象障害児の受入れ
- (6) 家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- (7) 休日保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- (8) 病児・病後児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- (9) 特定保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

【要件3】以下の(1)及び(2)を満たすこと。

- (1) 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、資金収支内訳表、貸借対照表等を保育所に備え付け、閲覧に供すること。
- (2) ① 毎年度、次の①又は②が実施すること。
 第三者評価を受審し、その結果について公表を行うい、サービスの向上に努めること。
 ② 入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。

財務諸表及び苦情解決の公表については、施設の利用者に限らず一般に対して行うこと。

(当該年度の) 運営費の使途範囲

要件 1 を満たす

人件費、管理費又は事業費又は事業費に充当可能 (例) 「人件費」としての収入を「事業費」としての支出に充当

使用計画等について理事会の承認を得た上で、以下の積立てが可能。

- (1) 人件費積立資産：人件費の類に属する経費に充当
- (2) 修繕費積立資産：建物及び建物付属設備又は機械器具備品の修繕に要する経費に充当
- (3) 備品等購入積立資産：業務省力化機器をはじめ、施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する経費に充当

※ やむを得ない理由により、各積立資産を目的外に使用する場合には、事前^にに知事^あて協議し、承認を得る必要がある。

種立目的以外に使用する場合、使途範囲は無制限ではなく、「施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費」又は《別表2》に係る経費に限る。

「施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費」の例

- ① 人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填、② 建物の修繕、模様替え等、③ 建物付属設備の更新、④ 省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、ファン、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備、⑤ 花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等、⑥ 登所バス等の購入、修理等

要件 2 も満たす

《別表2》 ※土地の取得費は含まれない。

- (1) 保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善に要する経費
- (2) 保育所の土地又は建物の賃借料
- (3) (1)(2)の経費に係る借入金（+利息）の償還又は積立てのための支出
- (4) 保育所を運営する事業に係る租税公課

長改算加算相当額の範囲内で、《別表2》の経費に充当可能
※ 《別表2》の(3)の「積立支出」については、「保育所施設・設備積立預金」の科目を設定。

→ 同一法人が設置する他の保育所の施設・設備に充当する場合には、事前^にに知事^あて協議し、承認を得る必要がある。

要件 3 も満たす

《別表3》

- (1) 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費
- (2) (1)の経費に係る借入金（+利息）の償還又は積立てのための支出

長改算加算相当額の範囲内で、同一法人が設置する「子育て支援事業に係る《別表3》」及び「社会福祉施設等に係る《別表4》」に掲げる経費に充当可能

- ※ 子育て支援事業：放課後児童健全育成事業（学童クラブ）、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、特定保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等

※ 社会福祉施設等：児童福祉関係施設だけでなく、老人福祉関係施設、介護保険関係施設、障害者関係施設を含む。ただし、放課後児童健全育成事業等、対象外事業も複数あるため、詳細は担当課あて要確認。

《別表4》

- (1) 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費
- (2) 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料
- (3) (1)(2)の経費に係る借入金（+利息）の償還又は積立てのための支出
- (4) 社会福祉施設等を運営する事業に係る租税公課

運営費の3が月分相当額の範囲内で、《別表3》及び《別表5》に掲げる経費に充当可能

使用計画等について理事会の承認を得た上で、以下の積立てが可能。

- (1) 人件費積立資産：人件費の類に属する経費に充当
 - (2) 保育所施設・設備積立資産：建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する経費
- ※ やむを得ない理由により、各積立資産を目的外に使用する場合には、事前^にに理事会の承認を得る必要がある。（使途に制限有）

《別表5》 《別表4》の「社会福祉施設等」を「保育所」と読み替えたもの。